

被扶養者の資格確認（検認）の書類について

短期給付係
(082)513-4957

毎年7月頃、被扶養者の資格確認のため、所得証明書等の提出をお願いしていますが、被扶養者が遠隔地にいるなどの理由で提出が遅れるケースがあります。次の表により、必要な書類を確認し、速やかに提出できるように準備をお願いします。提出期限等の詳細については、所属所を通じてお知らせします。

○は必ず提出してください。△は該当する場合に提出してください。

被扶養者の状況			収入の種類等	被扶養者の収入確認書類				共同扶養者の収入確認	同居の確認	送金確認
扶養手当支給の有無	収入の有無	同居・別居の区分		申告時点で発行される最新の所得証明書	給与明細書 [H30.6～R元.5] 及び雇用条件確認書類	年金額改定通知書等最新の年金額が分かる書類	平成30年度分確定申告の控え	所得証明書・確定申告の控え・年金振込通知書等扶養義務者全員の収入額全てを確認できる書類 (注1)	住民票 (注2)	送金確認書類 [H30.6～R元.5] 学生の場合は、H31.4.1以後発行の在学証明書で、送金確認書類に代えられます。
有	無	同居・別居を問わない	給与	確 認 書 類 不 要						
	有		年金							
			事業収入							
			その他							
無	無	同居	○				△	△		
		別居	○				△		○	
	有	同居	給与	○	○			△	△	
			年金	○		○		△	△	
			事業収入				○	△	△	
			その他	○				△	△	
	有	別居	給与	○	○			△		○
			年金	○		○		△		○
事業収入						○	△		○	
その他			○				△		○	

(注1) 被扶養者が子の場合は、夫婦双方の収入額が確認できる書類を提出してください。ただし、配偶者が被扶養者の場合や、夫婦とも公立学校共済組合員の場合は不要です。

(注2) 被扶養者が配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹以外の場合、同居を確認できる住民票（証明日が令和元年6月1日以後のもの）を提出してください。

- 所得証明書、支払証明書、住民票、在学証明書を複写して提出する場合には、所属所長の原本証明を付してください。その他の確認書類については、原本証明は必要ありません。
- 収入状況及び扶養状況によっては、上記以外の書類が必要になることもあります。
父母又は祖父母のどちらか一方が被扶養者で、その被扶養者に扶養義務となる配偶者がいる場合は、その配偶者の収入額が確認できる書類も提出してください。
- 被扶養者の収入には、所得税法上非課税扱いとなるものを含まず。

<被扶養者の収入としてその額を確認するものの例>

- 通勤手当（非常勤講師の通勤費等）
- 雇用保険の基本手当（いわゆる失業給付）
- 遺族年金 ○ 障害年金
- 企業年金や個人で加入している生命保険会社等の個人年金